

川口市立高等学校の部活動の在り方に関する方針について

1 活動の方針

- (1) 学習活動と部活動との両立をとおして、充実した学校生活の実現を図る。
- (2) 計画的で効果的な活動を行うことで、生徒の心身の成長を図る。
- (3) 「自ら考え、自ら判断して行動できる自主自立の人間形成」と「未来を創るしなやかでたくましい人材の育成」を図る。

2 指導体制の整備について

- (1) 各顧問が活動方針、年間・月間の活動計画及び活動実績記録簿を作成し、管理職に提出する。
- (2) 作成した計画については、HP の部活動に掲示する。
- (3) 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- (4) 各部とも複数顧問制度の体制を整える。
- (5) 外部指導者を活用し、専門的な指導を生徒に提供する。

3 具体的な活動の進め方について

- (1) 各部顧問は定期的に施設や点検を実施し、事故の防止に努める。
- (2) 管理職は体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- (3) 部活動顧問会が中心となり、定期的に情報交換を行う。
- (4) 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- (5) 教職員全員が参加する心肺蘇生法や AED 使用の研修会を実施する。
- (6) 各部顧問は、効果的で安全な練習計画を作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように工夫する。そのために校外で実施される研修会等への積極的な参加を推進する。
- (7) 部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、通知等により保護者の理解を得るとともに、会計報告など適正な処理を行う。

4 適切な休養日の設定について

- (1) 原則として週 2 日以上以上の休養日を設ける（平日 1 日以上かつ土日いずれか 1 日以上とする。平日の 1 日については原則定期とする）。また、土曜授業のある午前中の部活動は原則禁止であること。
- (2) 定期考査 1 週間前及び定期考査期間中の部活動は原則として禁止する。練習時間の倍以上の考査学習を実施する場合は、原則から除外し、管理職の許可を得て実施する。
- (3) 活動時間には、準備時間やウォーミングアップ、クールダウンの時間、片付けの時間を含めないが、平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。
- (4) 長期休業中は、(1)の休業日の設定に準じるとともに、連続する 3 日以上以上の休養日を設定する。
- (5) 顧問と生徒で、参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。